

令和4年度

海上保安庁関係予算配分概要

目 次

I. 令和4年度海上保安庁関係予算配分方針	1
II. 令和4年度予算配分総括表	1
III. 事業別概要	2
IV. 管区海上保安本部等別配分額	4
V. 配分箇所具体事例	5

令和4年3月

I. 令和4年度海上保安庁関係予算配分方針

令和4年度船舶交通安全基盤整備事業については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」等の政府が掲げる基本的施策の考え方に沿った事業等に重点的に配分する。

(1) 防災・減災、国土強靱化の推進

「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、走錨事故等防止対策、航路標識の耐災害性強化対策、航路標識の老朽化等対策及び海上保安施設等の耐災害性強化対策を着実に推進する。

(2) 航路標識の適切な維持管理

船舶交通の安全を確保し、運航能率の増進を図るため、灯浮標やレーダー回転機構部の定期交換など、適切な維持管理を実施する。

(3) 巡視船等基地の整備

海上保安体制の強化等に伴う巡視船等基地の整備を実施する。

(4) 巡視艇の代替整備

航路標識の維持管理等の船舶交通安全確保にあたる巡視艇を、老朽化に伴い代替整備する。

II. 令和4年度予算配分総括表

[総事業費]

(単位：百万円)

令和4年度 配分額	直轄			補助			合計		
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計
船舶交通安全基盤整備事業	17,075		17,075				17,075		17,075
合 計	17,075		17,075				17,075		17,075

○防災・減災、国土強靱化の推進

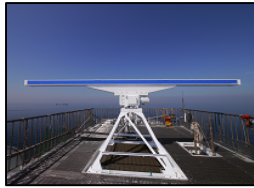
「国土強靱化基本計画」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、走錨事故等防止対策、航路標識の耐災害性強化対策、航路標識の老朽化等対策及び海上保安施設等の耐災害性強化対策を着実に推進する。

【走錨事故等防止対策】

重要施設周辺海域や船舶がふくそうする海域等に監視カメラやレーダーを設置し、海域監視体制の強化を図り、重大事故を未然に防止する。



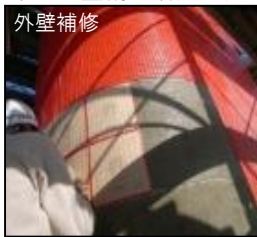
＜監視カメラの整備＞



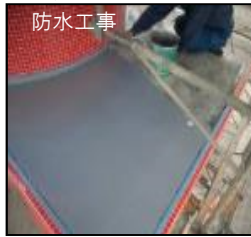
＜レーダーの整備＞

【航路標識の老朽化等対策】

航路標識の倒壊、損壊等に備えるため、長寿命化の整備を着実に実施する。



外壁補修



防水工事

＜予防保全＞

【航路標識の耐災害性強化対策】

航路標識の耐災害性強化を図り、船舶交通の安全を確保するための対策を講じる。

◎海水浸入防止対策



＜環境遮断＞

航路標識内部への海水浸入を防止するための整備を実施。

◎信頼性向上対策



＜耐波浪型LED灯器等の整備＞

災害等に強い機器等の整備を実施。

◎電源喪失対策



＜太陽電池化＞



＜蓄電池の増設＞

沿岸灯台等における電源喪失対策を防止するための整備を実施。

◎監視体制強化対策



＜監視装置の導入＞

異常発生時、通航船舶等に即時情報提供するため、浮標などの航路標識に監視装置を導入。

【海上保安施設等の耐災害性強化対策】

海上保安施設等について、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止する。



＜船艇用品庫整備＞



＜燃料タンク整備＞



＜係留施設整備＞

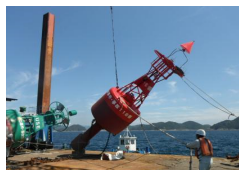
○航路標識の適切な維持管理

船舶交通の安全を確保し、運航能率の増進を図るため、灯浮標やレーダー回転機構部の定期交換など、適切な維持管理を実施する。

◎灯浮標の定期交換



＜灯浮標の引揚げ＞



＜灯浮標の設置＞



＜設置完了＞

○ 巡視船等基地整備

海上保安体制の強化等に伴う巡視船等基地の整備を実施する。



▲巡視船等が安定的に係留する
栈橋を整備する。

栈橋整備



▲巡視船等に給水する設備
を整備する。

給水設備整備



▲巡視船等に給電する設備
を整備する。

陸上電源設備整備

○ 巡視艇の整備



▲老朽化した巡視艇を代替整備する。

巡視艇の代替整備

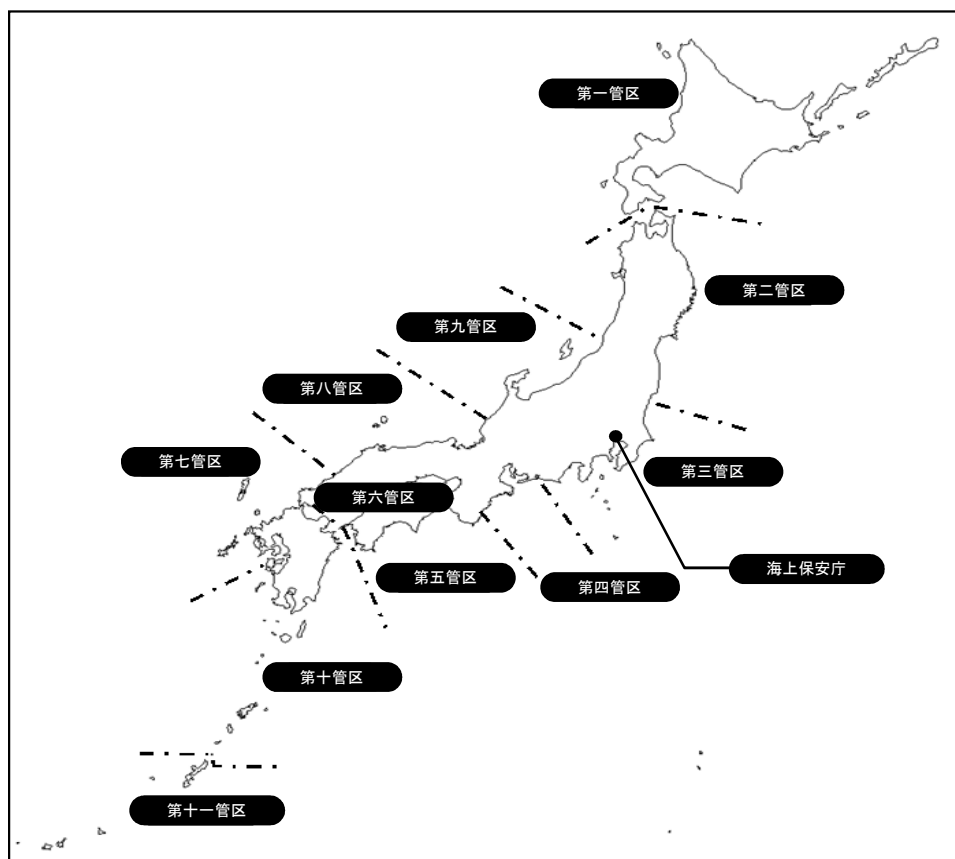
IV. 管区海上保安本部等別配分額

[直轄事業]

区 分	事業箇所数 (箇所)	船舶交通安全基盤整備事業 (百万円)	
			対前年度倍率
海上保安庁	1	2,195	1.329
第一管区 海上保安本部	22	724	2.488
第二管区 海上保安本部	16	461	1.138
第三管区 海上保安本部	16	1,770	2.805
第四管区 海上保安本部	29	759	2.040
第五管区 海上保安本部	27	2,586	1.268
第六管区 海上保安本部	53	1,860	2.934
第七管区 海上保安本部	53	2,343	1.532
第八管区 海上保安本部	17	596	1.669
第九管区 海上保安本部	11	618	2.888
第十管区 海上保安本部	16	2,390	0.623
第十一管区 海上保安本部	12	771	0.543
合 計	271 ※	17,075	1.276

※端数処理の関係で、合計額は必ずしも一致しない。

※管区間等の重複事業箇所2箇所減算。



V. 配分箇所の具体事例

国民の安全・安心の確保

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
兵庫県 (明石海峡等)	明石海峡航路 船舶交通安全基盤整備事業	百万円 664	重要施設周辺海域や船舶がふくそうする海域等に監視カメラやレーダーを設置し、海域監視体制の強化を図り、走錨等に起因する重大事故を防止する。
福岡県 (関門海峡等)	関門港 船舶交通安全基盤整備事業	106	船舶交通の安全を確保し、運航能率の増進を図るため、灯浮標やレーダー回転機構部の定期交換など、適切な維持管理を実施する。
鹿児島県	鹿児島港 船舶交通安全基盤整備事業	1,837	海上保安体制の強化に伴い、鹿児島港に巡視船等基地を整備する。